

平成 19 年 9 月 19 日  
知床世界自然遺産地域科学委員会

## 第31回世界遺産委員会の報告

### 1. 危機遺産リスト掲載物件及び世界遺産リスト掲載物件の保全状況審査

- ・ 危機遺産リストに掲載されていたエヴァグレーズ国立公園（アメリカ）とリオ・プラタノ生物圏保護区（ホンジュラス）の2件が状況の改善が認められたため危機遺産リストから外れることとなった。
- ・ ガラパゴス諸島（エクアドル）とニオコロ-コバ国立公園（セネガル）が新たに危機遺産リストに掲載され、アラビアオリックスの保護区（オマーン）が世界遺産リストから削除された。
- ・ 結果、自然遺産の危機遺産は13件となった。

### 2. 世界遺産リスト推薦物件の審査

- ・ 第31回委員会においては、自然遺産11件、複合遺産2件が審査対象であったが、2件が推薦を撤回し、自然遺産9件、複合遺産2件の審査が行われた。
- ・ 審査の結果、新たに自然遺産5件、複合遺産1件が世界遺産リストに記載されることとなり、自然遺産は**165**件（アラビアオリックスの保護区が削除となり1減）、複合遺産**25**件となった。また、1件の拡張が認められた。

### 3. 次期定期報告

- ・ 締約国は、領域内に存在する世界遺産の顕著な普遍的価値が維持されているかどうかについての保全状況報告を含め、保全のための立法措置、行政措置などに関する報告を、委員会を通じてユネスコ総会に対して定期的に提出することが義務付けられている。
- ・ 定期報告は、世界を5つのブロックに分けて、6年をかけて順次行われており（欧州北米地域は遺産の数が多いため2年に分けて行われている）、前回、日本が含まれるアジア・太平洋地域は2003年の第27回世界遺産委員会で報告されている。
- ・ 第30回世界遺産委員会決議により2年間の検討期間をおくこととされており、次期定期報告サイクルは2008年にアラブ地域から開始されることとなっており、日本を含むアジア太平洋地域の定期報告は2010年6月の世界遺産委員会で準備を開始し、2012年の世界遺産委員会で報告がなされる予定。定期報告の提出期限は2011年の前半の見込み。

### 4. 知床の調査団派遣について

- ・ 「知床」については、第29回世界遺産委員会において登録された際に、2年以内に現地調査団を招くこととされていたが、昨年の第30回遺産委員会開催時の世界遺産センター及びIUCNとの調整を経て本年3月に保全状況報告を提出したことにより、招聘時期を2008年初頭とすることが合意されている。
- ・ 遺産委員会において、世界遺産センターとIUCNと調査の内容等について意見交換を行い、調整を進めているところ。